受付印

固定資産税
都市計画税

非課税申告書

年　月　日

福山市長　様

（申告人）
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名前又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話　（　）　）

次の固定資産について、
□非課税の適用を受けたいので、福山市税条例第＿＿＿＿の規定により申告します。
□非課税の用途に供しなくなったので、福山市税条例第49条の規定により申告します。

所有者（納税義務者）	住所（所在地）	名前（名称）

区分	所在	地番 家屋番号	地目又は種類	構造	地積、床面積又は数量	用途
□土地 □家屋 □償却						
□土地 □家屋 □償却						
□土地 □家屋 □償却						
□土地 □家屋 □償却						
□土地 □家屋 □償却						

設立、事業開始等年月日（土地）又は供用開始時期（家屋又は償却資産）	非課税用途に供しなくなった年月日
年　月　日	年　月　日

備考

（注）　当該固定資産の所有者が使用者でない場合には、使用貸借契約書等無料で使用していることを証する書類を添付してください。

福山市税条例（抜粋）

（固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第45条　法第348条第2項第3号の土地又は家屋について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地又は家屋が神社、寺院又は教会の所有に属しないものである場合においては当該土地又は家屋を当該神社、寺院又は教会に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(2)　神社、寺院又は教会の設立及び境内地若しくは構内地の区域変更の年月日
(3)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
(4)　宗教法人の用に供し始めた時期

（一部改正〔昭和60年条例31号・平成11年17号〕）

第46条　法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で寄宿舎を設置するもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(2)　学校、図書館若しくは寄宿舎の設立、養成所の指定、博物館の登録若しくは学術の研究を目的とする法人の登記の年月日又は当該学校、図書館、寄宿舎、養成所、博物館若しくは学術の研究を目的とする法人の用に供する土地の区域変更の年月日
(3)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
(4)　直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期
(5)　償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
(6)　直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期、直接博物館の用に供し始めた時期又は直接学術の研究の用に供し始めた時期

（一部改正〔昭和48年条例37号・49年61号・50年85号・60年31号・平成元年36号・9年42号・11年17号・14年9号・20年28号・21年26号・27年45号・28年36号〕）

第47条　法第348条第2項第10号から第10号の10までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の10までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を経営する者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を経営する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)　土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(2)　社会福祉事業等の開始若しくは設立及び当該社会福祉事業等の用に供する土地の区域変更の年月日
(3)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
(4)　社会福祉事業等の用に供し始めた時期
(5)　償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
(6)　社会福祉事業等の用に供し始めた時期

（一部改正〔昭和53年条例25号・60年31号・平成8年26号・11年20号・18年47号・26年82号・27年30号〕）

第48条　法第348条第2項第11号の3及び第11号の4の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。

(1)　土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
(3)　直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期
(4)　償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
(5)　直接病院等又は家畜診療所の用に供し始めた時期

（一部改正〔昭和46年条例35号・平成11年17号〕）

第48条の2　法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を、市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

(1)　土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
(3)　直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
(4)　償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
(5)　直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

（追加〔平成21年条例26号〕）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第49条　法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

（一部改正〔昭和46年条例35号・平成11年20号・18年47号・21年26号・26年82号・27年30号・28年36号〕）